

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	経営支援課	検索番号	7 - 1
法令名	商工会法	根拠条項	23 - 1		
許認可等	商工会の設立の認可				
1 根拠規定					
商工会法24条第1項					
発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添付して、知事に設立の認可を申請しなければならないことと規定(法第23条第1項)されており、知事は、当該申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。					
商工会法第23条第2項					
設立認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。					
設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。					
第13条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。					
その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。					
その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。					
設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。					
2 審査基準					
商工会の設立認可基準について(平成12年12月26日付け商第912号愛媛県知事通知)					
商工会の設立認可基準については、法第23条第2項に規定されているが、同項の規定の運用については特に次の事項の検討を行うこととする。					
1 「設立の手續が法令に違反しないこと。」					
特に、					
(1) 会員資格を有し、かつ、会員になる意思を有する15人以上の者が発起人となっていること。(法第21条参照)					
(2) 創立総会の開催公告が適正になされていること。(法第22条第1項、第2項参照)					
(3) 創立総会が適法な定足数を充足して開催され、かつ、その議事手續が適法に行われていること。(法第22条第3項以下参照)					
2 「定款の内容が法令に違反しないこと。」					
特に、					
(1) 法第28条に規定する絶対的必要記載事項を記載していること。					
(2) 法第3条の目的及び法第6条の原則に適合していること。					
(3) 地区が法第7条の規定に違反していないこと。即ち、商工会の地区は					
ア 原則として1町又は1村の区域であること。例外として、商工業の状況により必要があるときは、1市又は、隣接する2以上の市町村の区域であること。					
イ 他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複していないこと。					
3 「事業計画の内容が法令に違反しないこと。」					
特に、					
(1) 法第11条に規定されている事業以外の種類の事業を行うものでないこと。					
(2) 事業の目的及び実施の方法が、法及び他の法令の規定に違反するものでないこと。					
4 「法第13条本文に規定する者の1/2以上が会員となるものであること。」					
即ち、設立しようとする商工会の地区内に引き続き6月以上営業所等を有する商工業者の1/2以上が商工会への加入申込みを行っていることが必要であるが、本要件のうち会員資格を有する者の総数の判定に当たっては総務庁統計局編「事業所統計調査報告」、その他の資料を活用することとして差し支えないが、できるだけ正確に現実の数を把握するためには、商工会法施行規則第1条第6号に掲げる事項を記した書面として、会員名簿に、地区内において会員たる資格を有する者の数についての市町村長の証明を添付させることが望ましい。					
5 「商工会の設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。」					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	経営支援課	検索番号	7 - 1
-----	-------	------	-------

法令名	商工会法	根拠条項	23 - 1
許認可等	商工会の設立の認可		
<p>6 「事業実施のために必要な経済的基礎を有すること。」 即ち、事業計画を円滑に実施するため必要な収入を有すること。特に国及び都道府県の補助金の他、必要な会費及び手数料等を確実に調達する見込みのあるものでなければならないこと。 商工会の設立認可関係事務の取扱いについて(平成12年12月26日付け商第 913号愛媛県経済労働部長通知)</p> <p>第1 設立認可申請書及び添付書類について</p> <p>1 設立認可申請書の様式 設立認可申請書の様式は、商工会法施行規則(以下「施行規則」という。)様式第1に示されているとおりであり、横書きでなければならない。</p> <p>2 設立認可申請書及び添付書類の綴じ方 設立認可申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)は、一括して袋綴にし、その綴目に申請者の印を押す。ただし、発起人総代を定めたときは、その者の押印のみでよい。</p> <p>3 申請者 申請者は、発起人の全員とする。発起人が法人である場合には、法人の名称とともにその代表者(必ずしも通常の意味の代表権者である必要はない。)の氏名をあわせて記載し、かつ、法人の印及び代表者の印を押す。ただし、前項の割印は、代表者の印のみでよい。</p> <p>4 申請書等の提出部数 申請書等の提出部数は、施行規則第17条に規定するとおり、それぞれ1通とする。</p> <p>5 申請書等の記載事項</p> <p>(1) 申請書 発起人の住所及び氏名又は名称は、発起人の全員について記載する。ただし、押印する者は、発起人総代1人でもよい。この場合には、他の発起人が認可申請事務を当該発起人総代に委任したことを証する書面(委任状)を添付させなければならない。なお、事務職員、計理士等第三者が申請者となることは、発起人の委任状を添付しても許されない。</p> <p>(2) 定款 定款に記載すべき事項については、次の諸点に留意する。</p> <p>ア 総則的事項</p> <p>(ア) 名称 名称中には、商工会法(昭和35年法律第89号、以下「法」という。)第5条に規定するとおり商工会という文字を用いなければならない。その際、一の市町村を地区とする商工会にあっては当該市町村名を冠し(例:〇〇町商工会)、二以上の市町村の区域を地区とする商工会又は市町村の区域の一部を地区とする商工会にあっては、当該市町村名を組み合わせた文字(例:大森町及び蒲田町を地区とする場合 大森町蒲田町商工会又は太田商工会)等その地区たる区域を表示する文字を冠すること。</p> <p>(イ) 地区 地区の記載方法については、基準となるべき時点を明記し、かつ、廃置分合以外の区域変更(すなわち境界変更及び未所屬地域の編入)の場合には、当然それに従って地区が変更される(法第8条の反対解釈)旨の規定を入れること。ただし、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会については、境界変更(のうち隣接区域の一部を吸収する場合)、又は未所屬地域の編入の場合に当該変更又は編入による区域がいずれの商工会に属することとなるかについて困難な問題が生ずるおそれがあるので、区域変更があればその都度定款変更を要すること。</p> <p>(ウ) 事務所の所在地 主たる事務所は、地区内において商工会の事業の中心となるべき適切な場所を選定すること。従たる事務所を設置するときは、主従の別を明確に規定すること。</p> <p>(エ) 公告の方法 公告を新聞に掲載して行う場合には、その新聞紙名を確定的に規定すること。</p> <p>イ 事業 実施を予定していない事業は、規定しないこと。</p>			

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

審査基準(申請に対する処分関係)		担当課	経営支援課	検索番号	7 - 1
法令名	商工会法	根拠条項	23 - 1		
許認可等	商工会の設立の認可				
<p>ウ 会員</p> <p>(ア) 加入金 加入金の徴収は、商工会の設立後、新たに参加する会員に対し既に参加している会員との均衡上、特別の負担をさせる必要があるときに行うこと。 なお、加入金の額は、その徴収の目的に照らして必要な範囲にとどめ、過重とならぬよう留意すること。</p> <p>(イ) 選挙権及び議決権の代理行使 代理人が代理しうる範囲は、通常の場合は5人程度を標準とすること。</p> <p>(ウ) 会費 会費徴収の方法は、必ずしも口数制をとる必要はなく、等級制その他これに準ずる方法をとってもよい。</p> <p>エ 役員</p> <p>(ア) 役員の定数 役員の定数及び員外理事の数は、法第30条の範囲において、確定数を規定すること。</p> <p>(イ) 役員の選任 役員の選任は、総会又は総代会における議決によって行うべきものであるが、その前段階として、立候補制若しくは推薦制による選挙又は指名推薦を行うことは差し支えないこと。これらの方法のうち、いずれかのみによることを予定しているときは、その旨明記することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 役員の任期 役員の任期は、3年以内において、当該商工会の実情に則して、適宜確定的に規定すること。</p> <p>オ 総会、総代会及び理事会</p> <p>(ア) 理事会 理事会については、法には何らの規定もないが、定款上の機関として理事会を設けることは差し支えないこと。ただし、商工会の業務の執行は会長が全責任をもってこれに当たり、副会長および理事はこれを補佐するというのが法の建前であるから、理事会の権限は必要以上に広汎にわたらぬよう留意すること。</p> <p>(イ) 総会および総代会 総代会においては、定款で定めるところにより、総会で議決すべき事項は、法第48条第5項ただし書に規定する場合を除きすべてこれに代って議決しうるのであるが、必要があれば、一定の事項については総代会の権限を制限してそれを総会の権限として留保する旨の規定をおいても差し支えないこと。ただし、この場合には、総会と総代会の関係が複雑となるので、両者の権限は、具体的かつ明確に規定すること。 なお、総代会の設置要件を欠くに至ったときは、総代会は当然にその機能を停止するので、この場合には総会が本来の姿に戻って、その機能を果たす旨の規定をおくこと。</p> <p>(ウ) 会議の招集及び議決の方法 総会、総代会及び理事会の招集手続、議決の方法等に関する事項は、明細に規定すること。</p> <p>(3) 事業計画書 事業計画書には、下記の事項についてできるだけ詳細に記載し、設立後直ちに実施を予定していない事業については、その旨及び実施予定年度を明記すること。 ア 事業運営の基本方針 イ 実施しようとする事業の種類 ウ 事業実施の具体的方法</p> <p>(4) 収支予算書 収支予算書は、次により作成していること。 ア 収入の部 収入の部は、補助金、会費、手数料、雑収入及び繰越金等に区分され、それぞれの科目、金額及びその積算基礎を明らかにしていること。 イ 支出の部 支出の部は、国庫補助による事業(小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業)に要する経費とその他の一般事業に要する経費に区分し、それぞれの科目、金額及びその積算基礎が明らかにしていること。なお、この両者を一般会計と特別会計に区分することが望ましいこと。</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	経営支援課	検索番号	7 - 1
法令名	商工会法	根拠条項	23 - 1
許認可等	商工会の設立の認可		
ウ 予算科目 初年度及び次年度以降の予算科目は、特別の理由のない限り、統一されたものであること。			
(5) 設立趣意書(施行規則第1条の3第1項第1号) 設立趣意書には、商工会設立の趣旨を簡明に記載すること。			
(6) 発起人が会員たる資格を有することを証する書面(施行規則第1条の3第1項第2号) 発起人が会員たる資格を有することを証する書面としては、発起人の氏名、住所、業種等を記載した発起人名簿に、市町村長の証明書を添付したものであっても差し支えないこと。			
(7) 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面(役員名簿)(施行規則第1条の3第1項第3号) 役員名簿書面には、各役員の氏名、住所及び略歴のほか、役名(すなわち、会長、副会長、理事、監事の区分)を記載し、員外理事をおいているときは当該員外理事の欄に、その旨を附記すること。また略歴は職歴の内容、職歴の期間を明確に記載すること。			
(8) 会員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面(会員名簿)並びにその加入の申込みがあったことを証する書面(加入申込書)(施行規則第1条の3第1項第4号) 会員名簿には各会員の氏名、住所、業種等を記載させること。また、加入申込書は、会員名簿に各会員が押印したものをもって替えてもよいこと。			
(9) 創立総会の会日の少なくとも2週間前までに、法第22条第2項の規定に従って、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告したことを証する書面(創立総会開催公告証明書)(施行規則第1条の3第1項第5号) 創立総会開催公告証明書としては、一定の方法によって公告した事実を証する市町村長の証明書をもってこれにあてても差し支えないこと。なお、公告の方法は、会員たる資格を有するすべてのものに対し、周知させることができるようなものであれば、必ずしも新聞掲載の方法によることを要しないこと。			
(10) 法第23条第2項第2号の規定に適合していることを証する書面(施行規則第1条の3第1項第6号) 法第23条第2項第2号の規定に適合していることを証する書面としては、地区内において会員たる資格を有する者の数についての市町村長の証明書及び上記(8)の書面をもってこれにあてることが望ましいこと。			
(11) 創立総会の議事録(施行規則第1条の3第1項第7号) 創立総会の議事録には、次の事項を記載していること。(施行規則第1条の2第3項) ア 創立総会が開催された日時及び場所 イ 創立総会の議事の経過の要領及びその結果 ウ 創立総会に出席した発起人、設立当時の会長、設立当時の副会長、設立当時の理事又は設立当時の監事の氏名又は名称 エ 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名 オ 議事の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称 なお、議事録の謄本には「原本に相違ない」旨の各発起人又は発起人総代による証明がなされていること。			
第2 その他			
1 設立の登記の申請に際し、その申請書に設立認可書を添えて提出するとともに、登記が完了した後においては設立認可書の返還を登記所に請求し、かつ、返還された設立認可書を商工会において保管すること。			
2 設立認可書の様式は別紙様式第1のとおりとすること。			

